新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和6年3月29日

新潟県知事 花角 英世

## 新潟県規則第18号

新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則(昭和47年新潟県規則第44号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正 後の欄中下線が引かれた部分に改める。

## 改 正. 後 改 正 (水素イオン濃度等の項目) (水素イオン濃度等の項目)

第16条 条例第35条第2項第2号の規則で定める項 第16条 条例第35条第2項第2号の規則で定める項 目は、次に掲げる項目とする。

(1)~(10) (略)

- (11) 大腸菌数
- (12) (略)

別表第6 (第17条、第19条の2関係) 排出水に係る規制基準

(1) 有害物質

番号	有害物質の種類	許容限度
(略)		
5	六価クロム化合物	1リットル
		につき六価
		クロム <u>0.2</u>
		ミリグラム
(略)		

(2) 水素イオン濃度等の項目

(2) /10	が 1 A V 1成り		
番号	項	目	許容限度
(略)			
13	大腸菌数		日間平均
	(単位 <u>1</u>	ミリリットルに	<u>800</u>
	つきコロニ	一形成単位)	
(略)			

**別表第6の5** (第21条の12、第21条の18、第21条の

地下水の汚染状況の評価及び浄化措置命令に係る 基準値

番号	有害物質の種類	基準値	
(略)			
5	六価クロム化合物	1リットル	
		につき六価	
		クロム <u>0.02</u>	
		ミリグラム	
(略)			

別表第6の6 (第21条の16、第21条の17関係)

特定地下浸透水の有害物質を含むものとしての要 件

目は、次に掲げる項目とする。

前

- (1)~(10) (略)
- (11) 大腸菌群数
- (12) (略)

別表第6 (第17条、第19条の2関係) 排出水に係る規制基準

(1) 有害物質

番号	有害物質の種類	許容限度			
(略)					
5	六価クロム化合物	1リットル			
		につき六価			
		クロム <u>0.5</u>			
		ミリグラム			
(略)					

(2) 水素イオン濃度等の項目

番号	項	1	許容限度
(略)			
13	大腸菌群	<u> </u>	日間平均
	(単位	1立方センチメー	3,000
	トルにつ	<u>)き個</u> )	
(略)			

別表第6の5 (第21条の12、第21条の18、第21条の 19関係)

地下水の汚染状況の評価及び浄化措置命令に係る 基準値

番号	有害物質の種類	基準値
(略)		
5	六価クロム化合物	1リットル
		につき六価
		クロム <u>0.05</u>
		ミリグラム
(略)		

別表第6の6 (第21条の16、第21条の17関係)

特定地下浸透水の有害物質を含むものとしての要

番号	有害物質の種類	基準値
ш ′Л	口口1/2 貝 1/1 (1)	坐十匹

(略)			(略)		
5	六価クロム化合物	1リットル	5	六価クロム化合物	1リットル
		につき六価			につき六価
		クロム <u>0.01</u>			クロム <u>0.04</u>
		ミリグラム			ミリグラム
(略)		(略)			

## 附則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第16条及び別表第6第2号の表の改正は、令和7年 4月1日から施行する。

## (経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に設置されている新潟県生活環境の保全等に関する条例(昭和46年新潟県条例第51号) 第35条第2項の特定施設(設置の工事がなされている施設を含む。)を設置する特定工場等の排出水に係る六価 クロム化合物についての規制基準は、この規則の施行の日から6月間は、改正後の新潟県生活環境の保全等に 関する条例施行規則別表第6の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行前にした行為及び前項においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。